

第2次川口市緑の基本計画改訂について

資料1
議題(1)①

◆ 経緯

現行の第2次緑の基本計画は、2019年度（H31）から2033年度（R15）の15年計画で、中間期の2026年度（R8）に見直しを予定していました。

しかしながら、昨年の令和6年11月施行の都市緑地法の一部改正に伴い、同年12月20日に国土交通大臣が定めた「緑の基本方針」（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針）により、都市における緑地の保全や緑化の取組を国家的な観点からより一層推進するため、都市緑地法第4条第1項の規定に基づき、都道府県が「緑の広域計画」を策定し、それを勘案して市区町村が「緑の基本計画」を策定することが示されました。

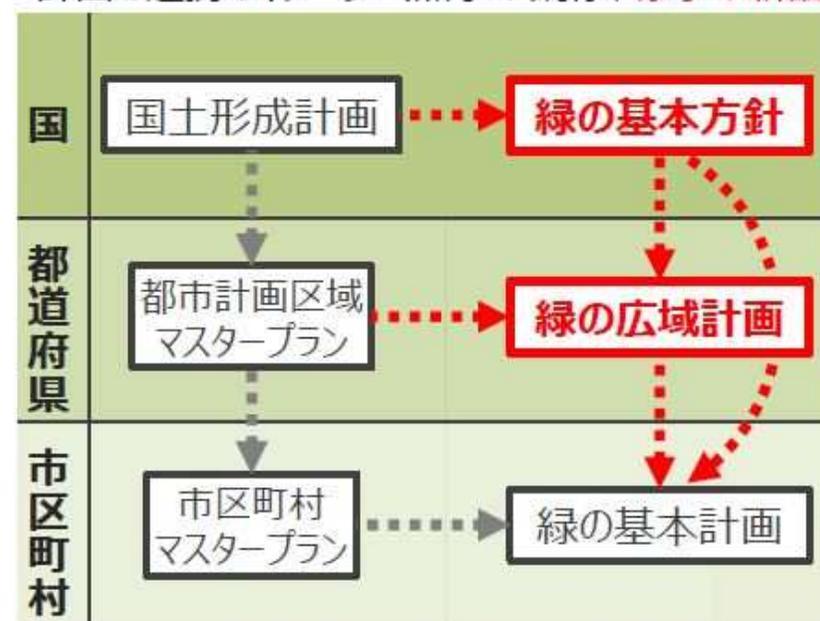
これを受け、本市においても国の基本方針や埼玉県の広域計画の目標を踏まえた計画内容の充実に努める必要性が生じ、令和8年度に現行計画の見直しを行うよりも、新たな計画として、(仮称)第3次川口市緑の基本計画を策定していくほうが望ましいと考えるものです。

※都市緑地法第4条第1項抜粋

(基本計画)

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき（広域計画が定められている場合にあつては、基本方針に基づくとともに、当該広域計画を勘案して）、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

計画の連携のイメージ（黒字：既存、赤字：新設）

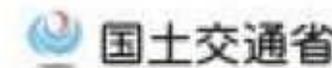


※ 国土交通省 HP 「緑の基本方針」 から抜粋

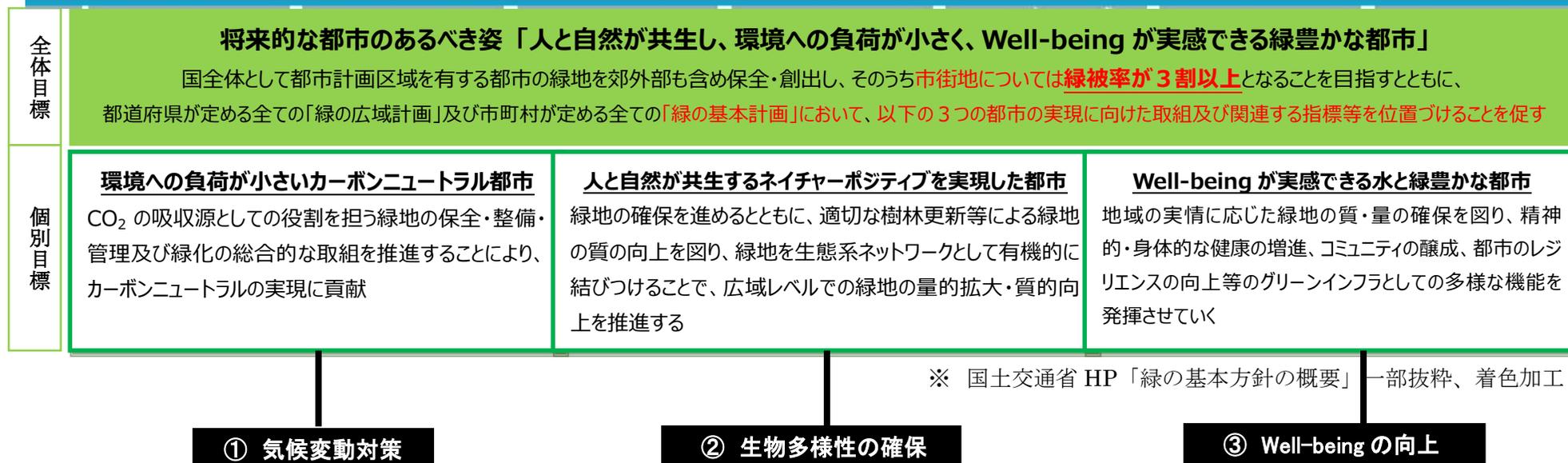
◆ 改訂内容の方向性

次期「緑の基本計画」の内容といたしましては、国より下図のような方針が示されていることから、それに基づき、また今後示される県の広域計画の内容を踏まえながら作成することとなります。

今後も、国や埼玉県などの動向を注視しながら情報収集に努めて参ります。



緑の基本方針の概要



◆ 上位計画との整合性について

現在、上位計画である第5次川口市総合計画（後期計画）が改訂作業中であり、来年度より令和8年度から17年度までの新たな第6次総合計画が策定されます。

そこで、現時点において改訂される上位計画と現在の緑の基本計画の関連について、以下のとおり整理をいたします。

- ① 「第6次川口市総合計画」では、指標を「保全緑地指定面積」とし、目標値を「現状値を上回る」とします。
- ② 「第6次川口市総合計画」と現行の「第2次緑の基本計画」の指標及び目標値は、令和11年度施行予定の「(仮称)第3次緑の基本計画」策定までの令和8年度から令和10年度の3年間は両立させるものとします。
- ③ 「(仮称)第3次緑の基本計画」の指標及び目標値は、策定時にご意見を踏まえ、今後、検討を進めて参ります。

ア. 現行緑の基本計画と現行総合計画の指標値対比

指標 \ 目標値	第5次川口市総合計画(後期) 令和7年度(2025年度)	第2次川口市緑の基本計画 令和16年度(2033年度)
保全すべき緑地の確保(面積)	20.0ha	20.0ha



イ. 現行緑の基本計画と新総合計画の指標値対比

指標 \ 目標値	第6次川口市総合計画 令和17年度(2035年度)	第2次川口市緑の基本計画 令和16年度(2033年度)
保全すべき緑地の確保(面積) 保全緑地指定面積	現状値を上回る	20.0ha



ウ. 新総合計画と次期緑の基本計画の指標値対比

指標 \ 目標値	第6次川口市総合計画 令和17年度(2035年度)	(仮称)第3次川口市緑の基本計画 令和25年度(2043年度)
保全緑地指定面積	現状値を上回る	要検討